

# 人権

# 大阪府 協会 ニュース

vol. 6  
2004年12月

「大阪府人権協会ニュース」では、人権相談をはじめ相談担当者の方に、相談活動の参考となるような制度・施策の創設や改正のポイント紹介、具体的な相談活動紹介などの情報提供を行っています。

また、必要に応じ、大阪府人権協会としての考え方や地域、相談機関での取り組みの呼びかけなども伝え、地域活動の一助となることを目的に編集しています。

## 子どもの虐待現状と課題について

山 縣 文 治  
大阪市立大学教授

2

## 大阪府における児童虐待防止対策の 今後の課題と対応策

大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課

4



## 学校園における今後の課題・対応策

大阪府教育委員会事務局教育振興室児童生徒課

6

## 子どもの虐待防止の取り組み

NPO 法人 児童虐待防止協会

8

## 「チャイルドラインいずみ」の取り組み

チャイルドラインいずみ運営委員会事務局

10

## 暴力防止情報スペース (APIS) の紹介

朴 宗 筍  
暴力防止情報スペース代表

12

## “子どもと家庭のほっとステーション”

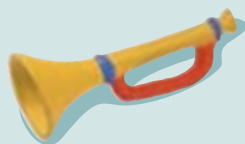
～大阪府子ども家庭センターの紹介～

大阪府子ども家庭センター

14

## 相談機関一覧

16



# 子どもの虐待現状と課題について



大阪市立大学教授 山縣 文治

## 1 子どもの虐待の現状

2004年1月、岸和田子ども家庭センターの管轄内で、中学の男子生徒に対する殺人未遂容疑で、父親とその内縁の妻が逮捕されたという事件が報道されました。さらに、マスコミがこの事件を追求する経過のなかで、虐待ケースとして同センターが援助していた幼児が、児童養護施設退所直後に、母親の内縁の夫とその友人により身体的虐待を受け死亡していたことが新たに発覚しました。

子どもの福祉にかかわる問題のなかで、今日最も深刻な様相を呈しているものの一つが、子どもの虐待です。児童相談所が虐待として対応した相談処理件数は、この10年強の間に20倍以上となっています。また、虐待を受けている子どもの年齢は、乳幼児だけではなく、高校生まで広範です。中学生や高校生のケースは、その時期に対応されたというだけで、多くは、それまで継続的に虐待を受けていた可能性が高いと考えられます。

虐待は、子どもの心身の発達を侵害する重大な人権問題です。また、直接被害を受けている子どもの問題であるのみならず、家族や地域の間人間関係をも歪めるできごとです。さらに、虐待をおこなっている人自身も、生活経験のなかで苦しんでいる場合が少なくありません。子どもの虐待への取り組みは、このような広い視野に

たち、犯罪への対応だけでなく、人間性の回復という福祉の視点からも取り組まなければなりません。

## 2 子どもの虐待への援助において地域に期待する機能

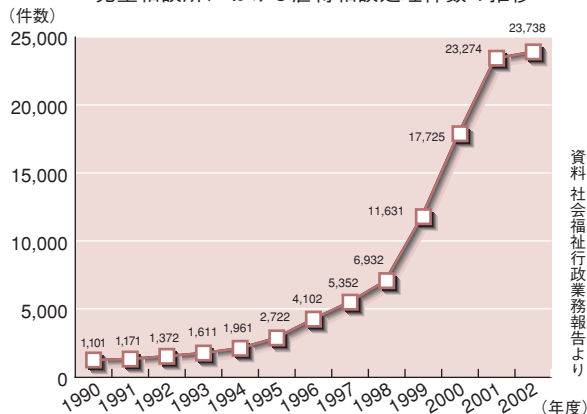
虐待を受けている子どもや、その保護者への援助においては、地域での取り組みが重要です。私が、地域に期待する機能は、大きく4点あります。

第1は、発生予防あるいは深刻化の予防のための地域の仲間づくりです。コミュニティという言葉をよく耳にしますが、これには、土地（地理）という意味と、仲間（機能）という意味があります。日頃から声を掛け合える関係、プレママ時代からの人間関係づくりがまず期待されます。住民の組織的な活動もこれを実現する一つの方法です。

第2は、発見と専門機関へのつなぎ機能です。問題の発生を完全になくすことは事実上困難です。したがって、早期発見が重要な課題となります。通告を慎重にさせているのは、隣の家の事情に介入することに躊躇する文化であり、これに向けての住民の意識改革が行われなければ、積極的な通告は期待できません。

第3は、専門機関が行う援助に対して、必要に応じて協働する姿勢です。地域は決して行政等の下請け機

児童相談所における虐待相談処理件数の推移



被虐待児童の年齢構成

	総数	0~3未満	3~学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他
1999年 (H11)	(100%) 11,631	(20.6%) 2,393	(29.0%) 3,370	(34.5%) 4,021	(10.9%) 1,266	(5.0%) 581
2000年 (H12)	(100%) 17,725	(19.9%) 3,522	(29.0%) 5,147	(35.2%) 6,235	(11.0%) 1,957	(4.9%) 864
2001年 (H13)	(100%) 23,274	(20.4%) 4,748	(29.4%) 6,847	(35.8%) 8,337	(10.4%) 2,431	(3.9%) 911
2002年 (H14)	(100%) 23,738	(20.8%) 4,940	(29.2%) 6,928	(35.3%) 8,380	(10.5%) 2,495	(4.2%) 995

資料 全国児童相談所長会調査各年版より

関ではありませんが、こと子どもの虐待に関しては専門家との協働が必要であり、地域の独自の判断による支援は危険である場合が多いと考えています。

第4は、見守りの機能です。これは、新たな問題の発生を予防したり、再発した場合の発見を担うことを含む機能であり、地域での援助を循環させるという意味をもっています。

この他、虐待の援助に特化した権利擁護団体等には、専門的な援助も期待されるところですが、独立した活動は必ずしも好ましいとは考えられず、少なくとも公的機関との緩やかな連携のもとでの活動が期待されます。

### 3 地域の機能を向上させるための社会のあり方

このような地域の機能を向上させるには、さまざま

な準備が必要です。残された紙幅で、非常に重要なポイントであると考えている点を2つ指摘しておきたいと思えます。

第1は、関係資源のネットワークの構築です。ネットワークには、生活圏域内の横のネットワークと、圏域を超えた縦のネットワークがあります。両者が、柔軟に機能し合うシステムづくりが重要です。

第2は、子ども自身あるいは子どもの友人などが直接声を出しやすい仕組みの積極的導入です。公的には、児童相談所や教育センターなどが電話等を含む相談制度を設けていますが、民間でもホットラインやチャイルドラインなどと呼ばれる活動が成果を上げています。このような機関をさらにきめ細かく配置していくこと、またそこに声を届ける内的な力を高めていくこと、いわゆる子ども自身のエンパワメントが重要です。

#### 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律要綱

##### 第一 目的

この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代的育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とするものとする。(第一一条関係)

##### 第二 児童虐待の定義

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ）について行う次に掲げる行為を児童虐待の例示として追加し、これらの行為が児童虐待であることを明確にするものとする。(第二一条関係)

1 保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は精神的虐待の保護者による放置

2 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者・婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

##### 第三 国及び地方公共団体の責務等

一 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。三及び第四の一において同じ）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係府庁相互間その他の関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他の児童虐待の防止のために必要な体制の整備に努めなければならないものとする。(第四一条第一項関係)

##### 二 国及び地方公共団体

一 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他の児童の福祉に業務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。(第四二条第一項関係)

##### 三 国及び地方公共団体

一 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。(第四三条第二項関係)

##### 四 国及び地方公共団体

一 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他の児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。(第四四条第五項関係)

##### 第四 児童虐待の早期発見等及び児童虐待に係る通告

###### 一 児童虐待の早期発見等

1 学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体は、児童虐待の早期発見に努めなければならないものとする。(第五一条第一項関係)

2 1の団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他の児童の福祉に業務上関係のある者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないものとする。(第五二条第二項関係)

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないものとする。(第五三条第三項関係)

###### 二 児童虐待に係る通告

1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないものとする。(第六一条第一項関係)

2 1の通告は、児童福祉法第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用するものとする。(第六二条第二項関係)

##### 第五 児童虐待を受けた児童の保護等

###### 一 通告又は送致を受けた場合の措置

1 市町村又は都道府県設置する福祉事務所が第四の二による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ児童福祉法による児童相談所への送致を行うものとする。(第八一条第一項関係)

2 児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法による一時保護を行うものとする。(第八二条第二項関係)

###### 二 警察署長に対する援助要請

1 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求めなければならないものとする。(第十一条第二項関係)

2 警察署長は、児童相談所長又は都道府県知事から児童の安全の確認、一時保護又は立入調査に関し援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体に安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、これらの職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならないものとする。(第十二条第二項関係)

###### 三 児童虐待を行った保護者に対する指導

1 児童虐待を行った保護者について児童福祉法により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならないものとする。(第十一一条第一項関係)

###### 四 面会又は通信の制限等

1 児童虐待を受けた児童について同意入所等の措置が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者が当該児童の引渡し又は当該児童との面会若しくは通信を求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童虐待を受けた児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、2の報告を行うこと。第十二条の二第一項関係

2 児童相談所長は、1の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法に基づき強制入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならないものとする。(第十二条の二第二項関係)

##### 第六 児童虐待を受けた児童等に対する支援

一 市町村は、児童福祉法により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないものとする。(第十三条の二第一項関係)

二 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ必要な施策を講じなければならないものとする。(第十三条の二第二項関係)

三 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた児童の自立の支援のための施策を講じなければならないものとする。(第十三条の二第三項関係)

##### 第七 施行期日等

一 施行期日  
この法律は、平成十六年十月一日から施行するものとする。ただし、第五の一については、平成十七年四月一日から施行するものとする。(附則第一一条関係)

二 検討児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後三年以内、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。(附則第二一条関係)

三 その他所要の規定を整備するものとする。



# 大阪府における児童虐待防止対策の今後の課題と対応策

## 大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課

### 1 大阪における児童虐待の現状

大阪府の児童虐待処理件数は全国で最も多く、全体の約1割を占めています（資料1）。その要因としては、市町村における児童虐待防止ネットワークの設置率が大阪府内では100%（全国では約4割）であることなどから、児童虐待を早期に発見できるシステムが、市町村において効果的に機能していることが考えられます。しかしながら、その一方では、府内において死亡に至る重篤な事件が発生するなど、児童虐待対策はこれまでに増して重要な課題であるといえます。

資料  
①

虐待に関する相談処理件数の推移

	1998年 (平成10年)	1999年 (平成11年)	2000年 (平成12年)	2001年 (平成13年)	2002年 (平成14年)	2003年 (平成15年)
全 国	6,932件	11,631件	17,725件	23,274件	23,738件	26,569件
大阪府	575件	1,167件	1,602件	2,365件	2,488件	2,782件
全国比	8.3%	10.0%	9.0%	10.2%	10.5%	10.5%

\*大阪府は、人口比では全国の約5%となっているが、虐待に関する相談処理件数はほぼ10%を占めている。

### 2 緊急提言後の取り組み

大阪府では、大阪府児童虐待問題緊急対策検討チームによる5つの緊急提言項目を踏まえ、児童虐待の防止に向けた方策の具体化を進めてきました（資料2参照）。提言内容は、①複雑多様化する子ども家庭相談への対応の基本の徹底、②子ども家庭センターの組織体制の強化、③職員の資質向上のための取り組み、④虐待対応の総括的組織の必要性と第三者的視点の導入、⑤地域における関係機関との連携というものでした。

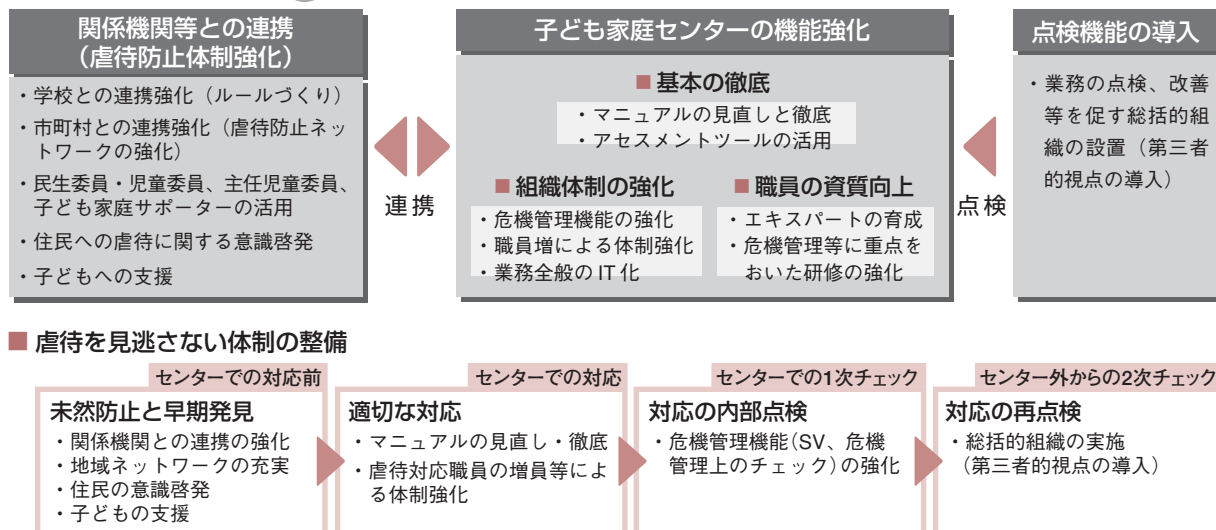
特に、府内7ヶ所の子ども家庭センターは、児童福祉法第15条の規定に基づく児童相談所として、児童虐待への対応において重要な役割を担っておりますことから、緊急提言で示されました具体的方策に基づき、さらなる機能強化を図っているところです。

### 3 児童虐待防止法ならびに児童福祉法の改正

児童虐待防止対策の根拠とも言うべき、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「防止法」といいます。）

資料  
②

緊急提言 ～虐待防止に向けた具体的方策～



と児童福祉法（以下、「児福法」といいます。）が児童虐待防止対策の強化の観点から改正されました（資料3、4）。防止法では、児童虐待の定義が見直され、同居人による虐待行為を保護者が放置することや児童の目の前でされるドメスティックバイオレンス（配偶者間の暴力）が児童虐待に含まれるとともに、通告義務が児童虐待を受けたと思われる児童に拡大されました。これらの改正は、児童虐待をより早期に発見し、子どもの安全確保について適切な対応を求めるものといえます。

また、児福法では、市町村や児童相談所の児童相談における役割の明確化が図られるとともに、要保護児童に関する情報交換等を行う協議会（要保護児童対策地域協議会）として、児童虐待防止のネットワーク会議が規定されました。

#### 4 児童虐待事案への対応システムの構築について

今後は改正された防止法や児福法に基づいた児童虐待への対応システムを構築していくことが重要な課題

であるといえます。児童虐待事案への対応は、府民の皆さまからの通告や相談が福祉事務所（市町村）や子ども家庭センターに寄せられることで始まります。児童虐待事案への対応は、子ども家庭センターが大きな役割を担っておりますが、今回の法律改正の趣旨をふまえ、市町村との連携・協働のもとに、児童虐待の予防、早期発見、迅速かつ適切な対応、さらには自立支援等、子どもと家庭の支援体制の整備を図ることが喫緊の課題であるといえます（資料5）。

#### 5 おわりに

大阪府では、厚生労働省が11月を児童虐待防止推進月間としたことを受け、7月と11月の2回にわたり街頭啓発キャンペーンを行い、府民の皆さまに児童虐待防止を呼びかけさせていただきました。子ども家庭センターの機能強化や市町村に対する支援、府民への啓発活動など、様々な方策により引き続き地域における児童虐待防止対策の充実に向け取り組んでまいりたいと考えております。

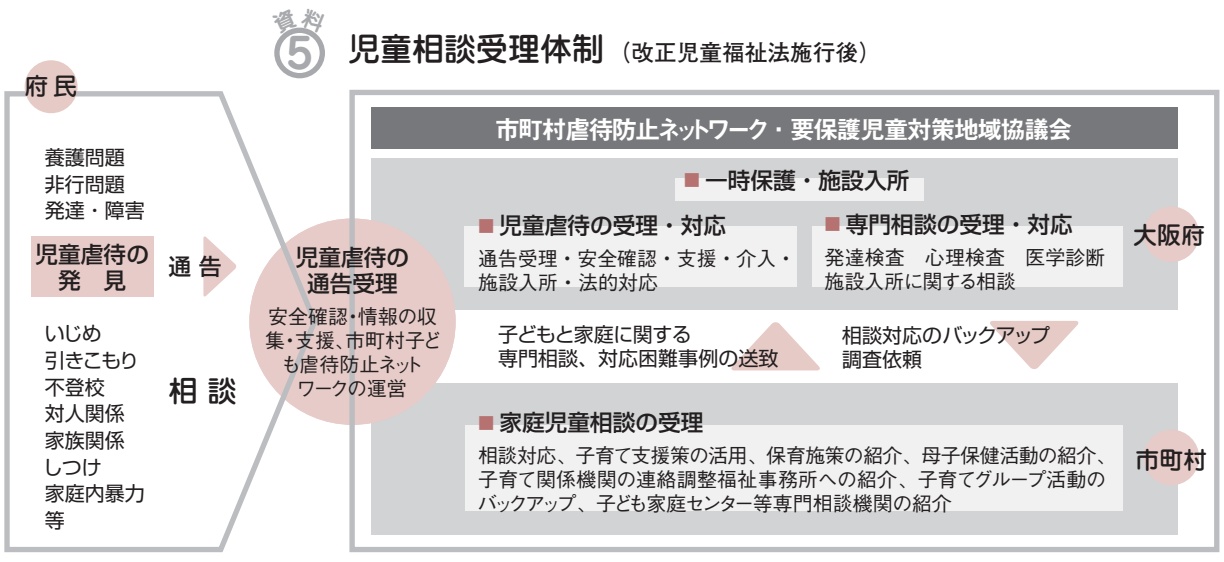
資料  
③  
④

### 児童虐待の防止等に関する法律の改正ポイント

- 1 児童虐待の定義の拡大
  - ① 保護者以外の同居人による虐待と同様の行為を保護者が放置することをネグレクトの一類型として含める
  - ② 児童の目の前でされるドメスティックバイオレンス等、児童への被害が間接的なものについても、児童虐待に含まれることとする
- 2 国及び地方公共団体の責務の改正
  - ① 児童虐待の予防及び早期発見から児童虐待を受けた児童の自立支援まで、国及び地方公共団体に責務があることを明記する
  - ② 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に寄与するよう、関係者への研修等の必要な措置を講じ、ならびに児童のケアや保護者への指導・支援等の調査研究・検証を行う
- 3 児童虐待の通告義務の拡大
  - ① 児童虐待を受けた児童等に対する支援
  - ② 児童虐待を受けた児童等に対する支援
- 4 警察署長に対する援助要請等
  - ① 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全確認、安全確保のため、必要に応じて適切に、警察署長に対して援助を要請しなければならない。また、援助を求められた警察署長は必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に必要な措置を講じさせるよう努めなければならない
- 5 面会・通信制限規定の整備
  - ① 保護者の同意に基づく施設入所等の措置の場合についても、児童の面会・通信を制限できることを意図した規定を整備する
- 6 児童虐待を受けた児童等に対する支援
  - ① 児童虐待を受けた児童等に対する支援

#### 児童福祉法の改正ポイント（児童虐待防止関係）

- 1 児童相談体制の充実（二〇〇五平成一七年四月一日施行、③は二〇〇六平成一八年四月一日施行）
  - ① 児童相談に関する市町村の役割の明確化、ならびに児童相談所の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化
  - ② 地方公共団体に要保護児童に関する情報交換等を行うための協議会を設置できるものとし、協議会参加者の守秘義務を設ける。支援内容を二元的に把握する機能を定定する等、運営に関し必要な規定の整備
  - ③ 政令で定める市の児童相談所を設置できることとする
- 2 児童福祉施設、里親等の見直し（①は二〇〇四平成一六年十二月三日施行、②および③は二〇〇五平成一七年一月一日施行）
  - ① 乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件の見直し
  - ② 受託児童の監視、教育及び懲戒に関する里親の権限の明確化
  - ③ 退所した児童に対する相談その他の援助を児童福祉施設等の業務として位置づける
- 3 要保護児童に係る措置に関する司法関与の見直し（二〇〇五平成一七年四月一日施行）
  - ① 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設入所措置について有期限化すること
  - ② 児童の保護者に対する児童相談所の指導措置に家庭裁判所が関与する仕組みを導入すること
  - ③ 児童相談所長の親権喪失請求権を18歳以上の未成年者まで拡大すること



# 学校園における今後の課題・対応策

## 大阪府教育委員会事務局教育振興室児童生徒課

### 1 早期発見のために

学校の教職員は、職務上児童虐待を発見しやすい立場にあることから、教育活動の中で児童生徒の十分な観察を行い、児童虐待の早期発見・対応に努めなければなりません。

児童虐待を早期に発見するためには、虐待行為に起因する様々なサインを周りの人たちが見過ごすことのないよう心がけることが極めて重要となります。虐待を受けている児童生徒は、学校生活や社会生活の行動面で多くの変化が現れます。様々な非行行為や学習障害、あるいは注意欠陥・多動性障害が疑われる慢性的な学業不振の背景に、長期にわたる虐待の事実が隠されていることもあります。また、岸和田の事件のように、虐待により不登校の状態を余儀なくされている場合もあります。性の逸脱行為や自傷行為の背景に、性的虐待が隠されていることもあります。虐待のサインとして、子どもたちの非行行為や学業不振、あるいは不登校などを捉え直すことが必要となります。

同時に、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成することも大切です。

また、不登校児童生徒についても、学級担任等の教職員が家庭への訪問を行うなど、その状況の把握に努

める必要があります。

そのため、大阪府教育委員会では、平成16年3月、虐待防止指針『子どもたちの輝く未来のために』を作成し、児童生徒課のホームページに掲載するとともに、学校園の教職員に発信したところです。

### 2 通告と連携

岸和田の事件では、子ども家庭センター側も学校側も、相談・通告という明確な認識のもとに情報の授受を行っておらず、これが虐待を見逃す要因のひとつとなったと考えられます。この背景には、子ども家庭センター、学校ともに、組織としての情報提供・受身体制が弱く、学校側の情報以上の状況把握が、双方ともに不十分であったことが問題として指摘されます。子ども家庭センターと学校は、危機意識を持ちながら緊密な連携を行うことが極めて重要です。このため、学校からセンターに寄せられる虐待に関する相談や通告について、相互に曖昧な対応とならないよう、基本的ルールを作成し、徹底を図る必要があります。

そのため、2004（平成16）年6月、大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課と大阪府教育委員会事務局教育振興室児童生徒課が「児童虐待における学校園と子ども家庭センターの連携について—通告等に関

教職員が、虐待を早期に発見するための「気づき」のポイントは次のとおりです。ただし、これらはその一部です。

#### ✓ チェックシート（例示）

##### A. 児童生徒の身体的特徴

- 不自然な傷や火傷等の外傷、治療を受けていない傷など
- 体重増加が不良、低栄養状態やアンバランスな発達の遅れなど
- 身体や服装の汚れなど

##### B. 児童生徒の行動的特徴

- 落ち着きがない
- 過度な警戒心を持つ
- 給食での過食、お替わりを繰り返す
- 乱暴・攻撃的な言葉使い

- 他の児童生徒をいじめる、生物に対する残虐な行為

- 虚言、万引等
- 単独での非行、盛り場等の徘徊・家出
- 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退
- 帰宅するのをいやがる

##### C. 保護者、家庭の特徴等

- 学用品等を持たせない
- 明らかに家事が長期間、放棄されている
- 子どもへの否定的な態度や言葉が多い
- 不自然な言い訳や話に矛盾点が多い

☞ 一つだけで虐待と判断するのではなく、総合的に判断すること

する基本的ルール」を作成し、学校園まで徹底を図ったところ です。

また、虐待への対応は、一機関だけで事足りるものではありません。関係機関と連携をとり協力していくことが、解決への重要な鍵となります。学校は、子ども家庭センターに相談や通告をした後も、事案の状況によっては、警察や少年補導センター、医療機関などとの連携を図ることが求められます。さらに、市町村ごとに設置・運営されている虐待防止ネットワークに市町村教育委員会とともに積極的に参加するなど、多面的な解決方策を講じることが重要となります。

### 3 エンパワメントと支援

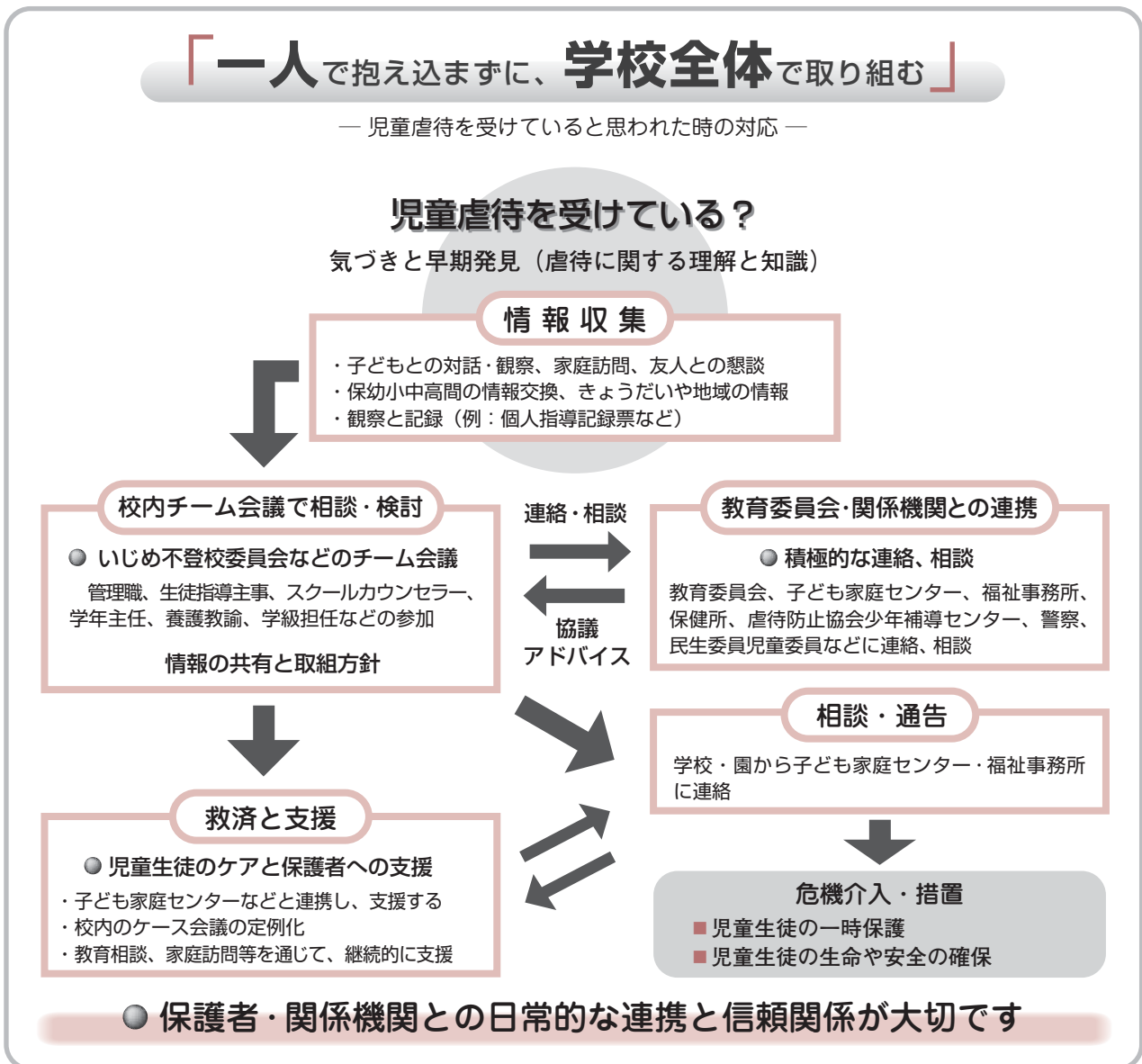
児童虐待への対策にあたっては、子ども自らが虐待から逃れること、また、友人を虐待から助けることができるよう、関係機関が連携して子どもへの支援を行う必要があります。このため、子どもの多様な声を受け止める社会環境の整備、および、子ども自身が自ら

の身を守ることの大切さを認識することや、実際に行動に移す力をつけることなどの子ども自身のエンパワメントが大切となります。

### 4 まとめ

岸和田の事件を機に、行政や関係機関、地域社会が虐待防止の重要性を再認識し、また、福祉関係者や教育関係者等の間でも、虐待防止対策の強化に向けた取り組みが始まりました。国にも動きが見られます。2004（平成16）年10月1日から施行された「児童虐待の防止に関する法律」改正法には、児童虐待に係る通告義務を拡大し、児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とするなど、今回の事件の反省点に基づく多くの改正点が盛り込まれています。

子どもを守ることは大人社会の第一義的な責任です。児童虐待の根絶のために、関係諸機関が体制を強化し、機関相互の連携を強めてそれぞれの責任を果たすことが、いま求められています。





# 子どもの虐待防止の取り組み

## NPO 法人 児童虐待防止協会

### 児童虐待防止協会のあゆみ

1990年、福祉・保健・医療・法曹・教育・報道など児童虐待に関わる様々な分野の関係者が集まり、日本で最初の児童虐待防止のための民間機関として設立されました。2000年の児童虐待防止法の施行を受け、より広範な市民の理解と協力を得るべく、2002年NPO法人格を取得、新たなスタートをきりました。

設立と同時に始まったのが、電話相談「子どもの虐待ホットライン」です。

### こどもの虐待ホットラインから見えるもの ～孤独な子育てに寄り添って～

ホットラインの相談件数は、年々増加し、昨年には相談件数が年間3000件を突破しました。そのうち、大阪府・市からの相談が全体の36.5%を占めています。

ホットラインにかけてくるのは、大半が小さな子どもを持つお母さんたち。傷つきやすく、対人関係が苦手、孤独、小さなつまづきも一人で抱え込んで大きくしてしまっている人たちが多く、そうした人たちが、匿名で、困った時すぐにかけられるのが電話の利点です。緊急・早急の対応が必要な場合には、相談者の了解のもとに、主に児童相談所、保健所・センター、家庭児童相談室などに紹介します。



7月15日 中学生研修  
自修館中等教育学校生徒研修

### おかあさんをひとりにしないで ～監視ではなく、支えあう社会をめざして～

他機関への紹介だけが、ホットラインの役割ではありません。育児不安的な相談や、夫婦や家族の問題などの子育て以外の様々な悩みも、ゆっくりと聞き、ストレスを軽減することで、虐待の予防を図っています。

私たちが心がけているのは、相談者の声に耳を傾け、けっして批判したり怒ったり注意したりせず、ホットラインが何を言っても良い安全な場所であることを伝えること。ホットラインで自分と子どもを大切にする感覚を取り戻し、地域でのつながりに一歩を踏み出してほしいと願っているのです。

地域のまなざしもまた、子育てを支え合う、あたたかなものであり続けるために、わたしたちも何ができるのか模索しています。

### 他機関との連携

大阪府・市も含め、全国各地で、児童虐待の悲惨な事件が相次いで起こっています。「児童虐待防止にかかわる法律」が改正され、今年10月には施行されました。今、問われているのは、市町村レベルでのネットワークの形成、各機関どうしの連携のあり方です。



7月23日 特別講演会  
ヴァン・デア・コルク氏特別講演会

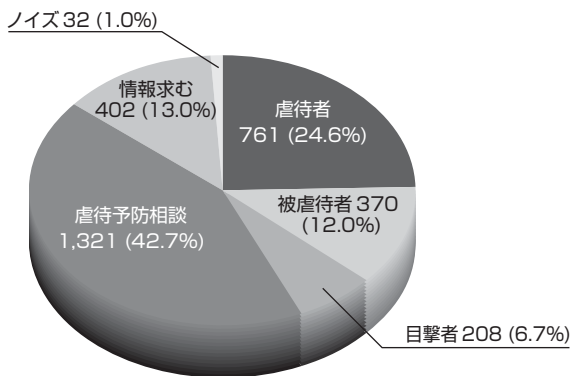


わたしたちは、教職員セミナーや関係機関との懇話会の開催、児童養護施設の担当者との虐待電話相談のための資源集作成、民間ホットラインネットワークへの参加などを通し、相互に信頼しあって、子育てを支えあう本当の連携をめざしたいと考えています。

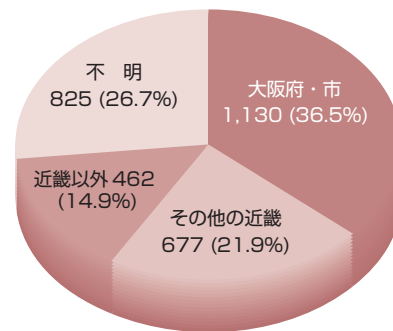


8月3日、4日  
教職員オープンセミナー  
実践編  
(大阪府社会福祉会館)

■ 2003年度相談者種別内訳 (N=3094)



■ 2003年度相談者地方別内訳 (N=3094)



特定非営利活動法人  
**児童虐待防止協会**

## 電話相談活動

■ 「子どもの虐待ホットライン」は1990年の開設以来、虐待に関するさまざまな相談を受けてきました。電話の相談者には、適切な情報を提供したり、問題解決のお手伝いをしています。また専門機関と連携して、虐待の予防と早期発見に務めています。

- 受付時間 11時～17時 (土・日・祝日は休み)
- 相談を受ける人 保健師・助産師・看護師・ソーシャルワーカー・臨床心理士・保育士など
- 助言者 小児科医・精神科医・弁護士など

### 活動内容

- 心理的サポート
- 具体的助言
- 専門家への紹介
- 電話カウンセリング
- 児童虐待に関する情報の提供

### 児童虐待防止協会は他にもこんな活動をしています

- 「Child Abuse 研究会」他 研究会等の開催
- 「APCA 通信」の発行などの広報活動
- 母子のグループケアに関する研究・支援事業
- 講師派遣、関係機関との連携など



「子どもの虐待ホットライン」はあなたのダイヤルです

**06-6762-0088**

特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 <http://www.apca.jp/>

# 「チャイルドラインいずみ」の取り組み

## チャイルドラインいずみ運営委員会事務局

### チャイルドラインの趣旨

電話相談という悩みや相談事を持っている子どもだけの電話でなく、独り言を言いたい・腹がたっていることを言いたい・無言で相手にサインを出すなど、子どもが自分で選んだ方法で電話をかける機関です。

1986年に虐待を受けている子どもに手をさしのべるという目的で、民間団体『チャイルドライン』が子ども専用24時間電話をイギリスで実施しました。開設以来、60万人以上の子どもたちからのアクセスがあり、フリーダイヤルで実施しています。日本では初めて『せたがやチャイルドライン』が実施しました。1998年の2週間24時間電話を実施して、1,069件のアクセスがあり、第2回目の1999年には、1,253件のアクセスがありました。世田谷の実績を受けて、全国の様々な場所で実施されています。

### 電話を受けるのもボランティア

子どもから電話がかかってきたら、受け手ボランティアが子ども達からの電話に耳を傾けます。受け手ボランティアは、プロのカウンセラーや以前電話相談の受け手をされた方だけでなく、和泉市の小・中学校、高校にお知らせを配布し、運営委員会が指定した講座を受けて頂き傾聴の姿勢で電話にでられる方で構成しています。また、受け手の年齢層は、15歳以上（中学生含まない）の方が対象になっています。この受け手ボランティアを伝えるときによく言われたことが「高校生のボランティアもいるが子どもが子どもの話を聞けるのか」「専門家でないのに悩みを解決できるのか」など専門家や大人だけが子どもの話を聴けるという発言が多いが高校生が「アドバイスや助言・指導は、本当に嫌。一緒に考えてくれることがすごく嬉しい」と言っていました。だからこそチャイルドラインいずみでは、子どもの声に耳を傾けたいと思っているボランティアで実施しています。

しかし、子ども達の生の声を聴く事は、やはり非常に難しく知らぬ間に自分が話し手になっていたり、アドバイス・助言をしていたり、傾聴の姿勢で聴けない事もあります。それに、受け手ボランティアが整理できない問題に直面したり、子どもの一言がひっかかってしまったり自分だけでどうにもならない場合があります。この状態を共に考えていくボランティアが支え手ボランティアです。支え手ボランティアは、子どもを支えるのではなく、子どもに寄り添う受け手を支えます。子どもの声を聴く時に聴く側がいなければ成り立ちません、受け手ボランティアが電話にいつでもでられる状態を作っていくため支え手ボランティアがいます。

### チャイルドラインのこれから

いずみでは、2003年度1年間（毎週水曜日 15:00～20:30）で1,500件の子どもからのアクセ





お問い合わせ

チャイルドラインいずみ  
運営委員会事務局

☎ 0725-41-0480

スがありました。一概に子ども達の居場所をつくれたとは言えませんが、すくなくとも電話をかける環境をつくれていると思います。今後子ども達と共生していく大人へのアピールやチャイルドラインの認知を高め、子ども達が安心してチャイルドラインへアクセスでき

る環境を整えていきたいと思います。また、近隣にチャイルドラインを伝えていき大阪でチャイルドラインが浸透できるよう邁進していきたいと思います。今後も行政と協働しチャイルドラインいずみを実施し、子ども達の居場所づくりを行っていきます。

チャイルドラインいずみについて

和泉市とボランティアによる運営委員会で運営しています。これまでたくさんのボランティアの方々が『チャイルドラインいずみ』にかかわっていただきました。これからも電話を通じて子ども達の声に耳を傾け寄り添い、安心できる居場所を作っていきたいと考えています。

チャイルドラインいずみのあゆみ

2000年6月	「チャイルドラインいずみ」運営委員会発足
2000年9月30日～翌1月20日	第1期ボランティア講座開講（全18コマ）
2001年1月21日～28日	「チャイルドラインいずみ」24時間体制で実施
2001年5月5日～6日	全国一斉2001年子どもの日チャイルドライン参加実施
2001年9月29日～翌2月23日	第2期ボランティア講座開講（全18コマ）
2002年2月24日～3月1日	「チャイルドラインいずみ」24時間体制で実施
2002年5月5日～6日	全国一斉2002年子どもの日チャイルドライン参加実施
2003年1月11日～5月24日	第3期ボランティア講座開講（全18コマ）
2003年3月19日～	毎週水曜日実施（常設開始）
2003年5月7日	全国一斉2003年子どもの日チャイルドライン参加実施



# 暴力防止情報スペース (APIS) の紹介

## Assault Prevention Information Space

暴力防止情報スペース代表 朴 宗 筍

### 「虐待やめたい」

#### 親の回復支援

#### MY TREEペアレンツプログラム

##### ■ 虐待ハイリスクの親支援回復プログラム

虐待をした親の回復やケアの不在が日本の児童虐待の分野の大きな問題点として指摘されています。しかし虐待ハイリスクの親へのケアプログラムは、わずかしか実施されていないのが現状であり、虐待への介入の結果子どもが施設や里親に預けられてもその間、親が自分の問題行動を修正する努力を義務付けるシステムもまだありません。またシステムを法制化するためにも今、実践を進め方法と経験のノウハウを蓄積していくことが急務であると私たちは考えます。このプログラムは、少人数のグループミーティングに継続して参加することで、虐待行動からの回復をめざすものです。



2005年 実施予定  
(担当：麻田・大麻・亀井)

#### 暴力防止情報スペースって？

子どもの虐待とD.V. (夫や恋人からの暴力)の問題は、ほとんどの場合関連性があると考えられています。

暴力防止情報スペースは、子どもや女性などへの暴力防止に役立つ情報の収集や発信の拠点と考え、CAPグループとD.V.のサポートグループ、SSHP (スクール・セクシュアル・ハラスメント防止) 活動のグループがともに活動できることを目的としています。

#### 目 的

- 子どもや女性などへのあらゆる暴力の根絶を目指す。
- 暴力の実態に関わる情報の収集と発信。

#### 事業内容

- 無料電話相談  
月・水・金 10:00~16:00  
(祝日・年末年始・盆は休み)  
**☎ 06-6992-8012**
- 暴力に関する情報提供など  
・シェルター紹介 ・弁護士紹介  
・ネットワークグループの紹介 etc.
- 啓発事業  
・ニュースレター発行 ・各種講座  
・研修講師派遣
- ネットワークグループの事務代行

## ネットワークグループ

### おおさかCAPエコー

CAPとはChild Assault Prevention（子どもへの暴力防止）の略で、子どもがさまざまな暴力やいじめから自分を守るためのプログラムです。

CAPには「子どもワークショップ」（就学前向け、小学生向け）と「おとなワークショップ」（保護者、教職員、子ども会、育児サークルなどに提供）があります。詳しくはCAPリーフレットを御請求ください。

### COSMO

COSMOとはThe Community Of Supporting Members OSAKAの略です。

COSMOはD.V.（夫や恋人からの暴力）の被害者をサポートし、D.V.の根絶のために活動しているグループです。

- ・被害者サポート
- ・シェルターのボランティアスタッフやサポーター養成講座、シンポジウムの開催
- ・D.V.根絶に向けての意識啓発活動
- ・電話相談はAPISまで

### SSHP全国ネットワーク

SSHPとはSchool Sexual Harassment Preventionの略。

学校の中で起こるセクシュアル・ハラスメントに関する相談や被害者サポートなど、ケース対応をしています。又、学校や教育委員会に防止研修、啓発のための講師を派遣しています。

- ・電話相談はAPISまで

### カウンセリングルーム ウィミンズステーション明（みん）

- 有料相談事業（フェミニストカウンセリング）

- \*女性による女性や子どものためのカウンセリングです
- \*秘密は厳守します

- ・面接カウンセリング ウィミンズステーション明（みん）

予約 ☎06-6992-9184 一般：¥5,000 / 50分 会員：¥3,000 / 50分

女性や子どもの暴力被害（D.V.セクシュアル・ハラスメントetc.）

女性のライフステージに関すること全般

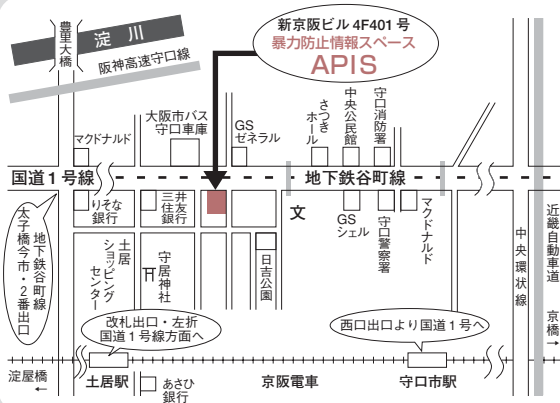
- ・思春期相談 不登校、ひきこもり、性の悩み、からだのこと など

## ..... あなたも会員になりませんか .....

### ■支えてください 私たちの活動！

活動の趣旨に賛同される方ならどなたでも入会できます。あなたの参加をお待ちしています。

会員の方には	・学習会や講座案内 ・子ども虐待、D.V.関連の書籍や資料の閲覧 ・ニュースレターの発行
年会費	・個人維持会員1口 ¥10,000 (1口以上) ・団体維持会員 (5口以上) ・個人賛助会員1口 ¥1,000 (3口以上) (15才以下は1口以上) ・団体賛助会員 (5口以上)
郵便振替	暴力防止情報スペース・APIS 00900-4-146818



## 暴力防止情報スペース (APIS)

代表：朴 宗筈

〒570-0083

守口市京阪本通2-8-11

新京阪ビル4F401号

京阪電車「土居駅」下車徒歩8分

地下鉄谷町線「太子橋今市駅」下車徒歩10分

TEL/FAX **06-6992-9184**

受付時間 月・水・金 10:00~17:00

# “子どもと家庭のほっとステーション”

## ～大阪府子ども家庭センターの紹介～

### 大阪府子ども家庭センター

大阪府子ども家庭センター（以下、「センター」とします。）は、府内の7ヶ所において、“子どもと家庭のほっとステーション”として、それぞれの地域で府民の皆さまに親しまれ気軽に利用されるよう、子どもと家庭についてきめ細かい相談ならびに支援を行っています（P16 相談機関一覧参照）。また、2003（平成15）年4月には旧の堺子ども家庭センターを新しい中央子ども家庭センターとして堺市城山台に新築移転いたしました（写真参照）。

センターでは、児童福祉法第15条に基づく児童相談所として、18歳未満の児童に関する虐待、非行、不登校、障害等の相談や児童福祉施設の入所等についての相談を受けています。また児童福祉法以外の機能として、おおむね25歳までの青少年相談や、「配

偶者暴力相談支援センター」としてドメスティックバイオレンス（配偶者等からの暴力）についての相談支援等を併せて行っています。さらには、島本町と美原町を除いた町村の生活保護相談、母子家庭支援等を行っています。

都市化、核家族化が進む中であって、子育ての環境も大きく変化し、子どもに関わる諸問題、特に虐待、不登校、いじめ、非行などの問題が増加・深刻化しています。また子育てに悩む人も多く、様々な生活課題が背景にあり、援助を求めることができなかつたり、孤立している中で虐待へとつながってしまう状況にあるなど、親子ともに厳しい環境になっています（表1 および表2 参照）。

そうした中、センターでは年々増加する児童虐待の

表1 大阪府子ども家庭センターにおける児童相談件数の推移

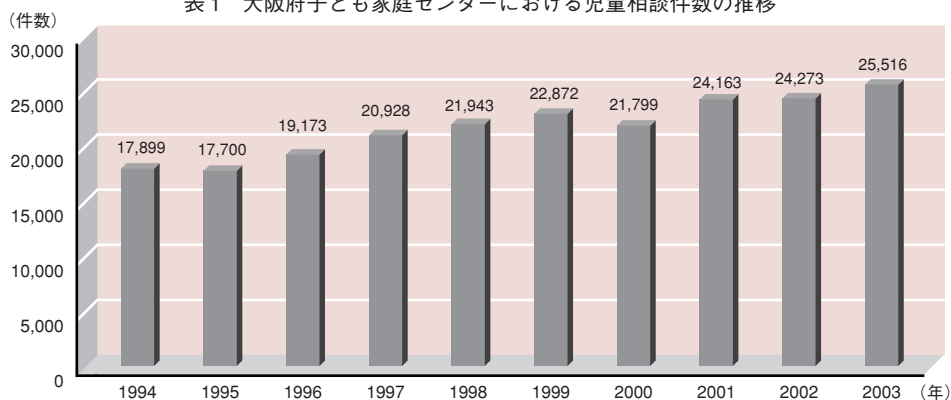
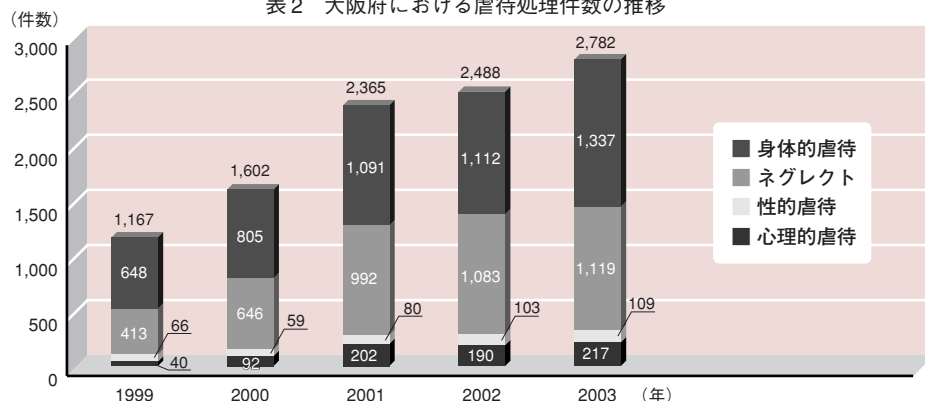


表2 大阪府における虐待処理件数の推移







大阪府中央子ども家庭センター

**連絡先****相談機関一覧参照 (P16)**

相談や通告に対して迅速かつ適切に対応するため、2001(平成13)年度より虐待対応課を創設し、必要に応じての立入り調査や緊急保護をはじめ、児童虐待の防止に努めております。しかしながら、府内では死亡に至る重篤な事件が発生するなど残念な結果となっておりますが、引き続き児童虐待への対応に取り組んでまいります。

相談は無料でお受けしております。また、相談内容の秘密は固く守られますので安心してご相談ください。事前に連絡をいただくと、担当のケースワーカー等とご相談の日時を予約していただけます。また、子ども専用の「子どもの悩み相談フリーダイヤル(0120-7285-25)」を24時間365日開設しております。

**児童虐待の定義**

児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいいます。(児童虐待の防止等に関する法律第二条 児童虐待の定義 より)

**身体的虐待**

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

**性的虐待**

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

**ネグレクト**

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

**心理的虐待**

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

**児童虐待に係る通告の義務**

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。(児童虐待の防止等に関する法律第六条 児童虐待にかかる通告 より)

(児童虐待の防止等に関する法律 2004(平成16)年4月14日改正 同年10月1日施行)

## ■ 相談機関一覧

### 大阪府子ども家庭センター

大阪府子ども家庭センター	所轄区域	住所・電話	虐待通報電話
大阪府中央子ども家庭センター	堺市、泉大津市、和泉市、高石市	〒590-0137 堺市城山台5-1-5 ☎072-295-8838	<b>072-298-8099</b>
大阪府池田子ども家庭センター	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	〒563-0041 池田市満寿美町9-17 ☎072-751-2858	<b>072-751-1800</b>
大阪府吹田子ども家庭センター	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	〒564-0072 吹田市出口町19-3 ☎06-6389-3526	<b>06-6389-2099</b>
大阪府寝屋川子ども家庭センター	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	〒572-0838 寝屋川市八坂町28-5 ☎072-828-0161	<b>072-828-0190</b>
大阪府東大阪子ども家庭センター	八尾市、柏原市、東大阪市	〒577-0809 東大阪市永和1-7-4 ☎06-6721-1966	<b>06-6721-5336</b>
大阪府富田林子ども家庭センター	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、美原町	〒584-0031 富田林市寿町2-6-1(大阪府南河内府民センタービル内) ☎0721-25-1131(代)	<b>0721-25-2263</b>
大阪府岸和田子ども家庭センター	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	〒596-0043 岸和田市宮前町7-30 ☎0724-45-3977	<b>0724-41-0125</b>
大阪市中央児童相談所	〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55		☎06-6797-6520

### 大阪府教育センター

#### ● すこやか教育相談

- 子どもからの相談 ▶ すこやかホットライン ☎06-6607-7361  
sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
- 保護者からの相談 ▶ さわかホットライン ☎06-6607-7362  
sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
- 教職員からの相談 ▶ しなやかホットライン ☎06-6607-7363  
sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

### 大阪府警察本部

#### ● チャイルド・レスキュー110番

- ☎06-6772-7076  
(月曜日～金曜日  
AM9:00～PM5:45)
- ☎06-6945-1321  
(上記以外の時間帯)

## 編集後記

子どもの命に関わる重大な人権侵害事件が頻発しています。地域において、深刻化する前の発見や早期の対応、子どもを見守っていくネットワークが特に必要ですが、そのベースには、普段からお互いに声をかけあえる関係づくりや住民どおしの仲間づくりといった“まちの人権文化”づくりを進めていくことが大切です。

2004年(平成16年)12月発行 編集・発行 財団法人大阪府人権協会 人権支援部  
〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12  
TEL 06-6568-2983 FAX 06-6568-2985 URL <http://www.jinken-osaka.jp>